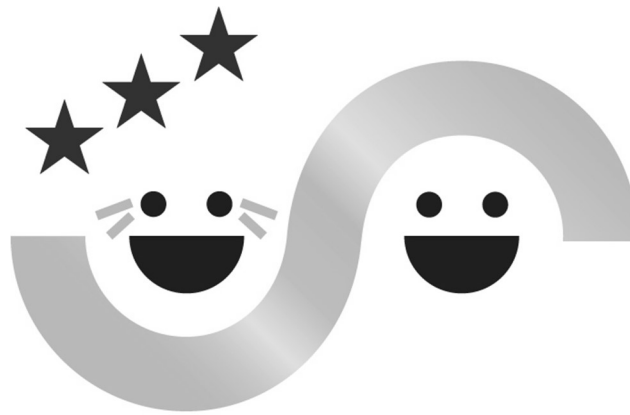


平成31年度 埼玉県生涯現役実践助成金 募集要項



シニア活躍推進宣言 生涯現役実践企業

<募集期間>

平成31年（2019年）6月3日（月）～ 11月29日（金）

午後5時必着

※予算額の上限に達した場合は、期間中であっても募集を締め切ることがあります

<お問い合わせ>

電話 048-830-4539（直通）

E-mail a4540-02@pref.saitama.lg.jp

埼玉県産業労働部シニア活躍推進課

～ はじめにご確認ください ～

○ 助成金の対象となるか、下記の☑で確認してください

1 これから正社員の就業規則を改正し、下記①～③のいずれかを 実施する予定である

- ① 定年を廃止する
- ② 定年の年齢を70歳以上へ引き上げる
(ただし、年齢の引き上げが5歳以上であること。)
- ③ 希望者全員の継続雇用年齢の上限年齢を75歳以上へ引き上げる
(ただし、年齢の引き上げが5歳以上であること。)

※ すでに就業規則で「定年廃止」、「定年70歳以上」、「希望者全員の継続雇用75歳以上(年齢の上限を定めない場合を含む)」のいずれかを定めている場合は、助成金の対象外です。

いいえ

はい

2 過去に当助成金と同趣旨の助成金を受給している(申請中を含む)

(注) 国の「65歳超雇用推進助成金(65歳超継続雇用促進コース)」(平成29年4月末までは「65歳超雇用推進助成金」の名称)や、県の「70歳雇用推進助成金」を受給

はい

いいえ

3 申請日時時点で、以下のすべてに該当している

(該当するものにチェック ☑)

- 県内に主たる事業所がある
- 常用雇用者(※1)が10人以上いる
(うち、60歳以上(※2)が1人以上いる)
- 5年以内に定年年齢に達する正社員が1人以上いる
- シニア活躍推進宣言企業である(※3)

シニア活躍推進宣言企業
については、2ページをご
覧ください

いいえ

- (※1) 「期間を定めずに雇用」又は、「1か月を超える期間を定めて雇用」
されていて、いずれも「1年を超えて雇用」されている者。
- (※2) 定年年齢に達する前の正社員又は定年後に継続雇用された者で雇用保険
の被保険者。
- (※3) 認定を受けていない場合は、当助成金の申請とは別に、宣言企業認定の
申し込みが必要です。
また、助成金の申請には認定項目の2～6のうち、2項目以上が「取組
済み」であることが要件となります。(2ページを参照)

はい

助成金の対象企業となる可能性があります
募集要項で詳細をご確認ください

対
象
外

○ シニア活躍推進宣言企業とは？

シニアが活躍するための取組を積極的に推進する企業を県が認定する制度です。

下記の7項目のうち、「取組予定」又は「取組済み」の項目が3つ以上ある企業を「シニア活躍推進宣言企業（以下、「宣言企業」という。）」として認定しています。

現在、宣言企業の認定を受けていない企業は、別途、申し込みが必要です。

また、当助成金の申請には、取組項目2～6のうち、2つ以上が「取組済み」（下図の太枠内）として認定されている必要があります。

認定のための7項目（該当項目にチェック）			
取組項目		取組予定	取組済み
1	シニアの定年や継続雇用の制度を見直す		
2	シニアの雇用、働く場所・機会を増やす		
3	シニアが安心して働ける環境を整える		
4	シニアの技術・経験を生かす		
5	シニアの能力を伸ばす		
6	福利厚生を充実する		
7	シニアの活躍推進の取組を情報発信する		
該当する項目（取組予定＋取組済み）の総数		項目／7項目	
うち、当助成金の要件となる取組の項目数 （項目2～6で「取組済み」に該当している数）		/	項目

※ すでに宣言企業に認定されている企業で、「取組済みの項目が増えた」など、認定時と変更がある場合は、当課までご連絡ください。再度、詳細をヒアリングさせていただきます。

※ 宣言企業認定時の取組状況は、下記のリンクからご覧になれます。
（50音順、キーワード入力等で企業名を検索してください。）
【働くシニア応援サイト】
<https://www.senior.pref.saitama.lg.jp/search/>

○ 宣言企業の申し込み方法

宣言企業の認定には、県が企業を訪問して行うヒアリング（40～60分程度）を受けていただく必要があります。訪問の日程を調整させていただきますので、お早めに当課までご連絡ください。

☆ 「シニア活躍推進宣言企業」認定の申込書（チェックリスト）

下記のリンクから申込書（チェックリスト）をダウンロードして、お申し込みください。

【シニア活躍推進課ホームページ】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0813/kakudai-jigyuu/documents/checklist.pdf>

○ 助成金の対象となる企業

すでに、「定年廃止」、「定年70歳以上」、「定年後、希望者全員を75歳以上まで継続雇用」のいずれかを就業規則で定めている場合は、当助成金の対象とはなりません。詳しくは、下記の表でご確認ください。

現在の就業規則の定め		助成対象
定年 69歳以下 定年が69歳以下であっても、定年後、希望者全員を75歳以上まで継続雇用すること（年齢の上限設定をしていない場合も含む）を現在の就業規則で定めている場合は対象外になるので注意願います。	今後の取組内容が 定年を廃止する	→ ○
	定年を70歳以上へ引き上げる （ただし、年齢の引き上げが5歳以上）	→ ○
	希望者全員の継続雇用の上限を75歳以上へ引き上げる （ただし、年齢の引き上げが5歳以上）	→ ○
定年 70歳以上		→ ×
定年を廃止している		→ ×

平成31年度 埼玉県生涯現役実践助成金 募集要項

1 本事業の目的

埼玉県では、シニアが自分の意欲や希望に合わせて働き、共に社会の担い手として活躍できる社会を実現するため、生涯現役として働くことが可能となる措置を取る企業等に対し助成金を交付します。

2 助成金の対象となる取組

次の①～③のいずれかの制度を新たに導入する場合、助成の対象となります。

ただし、県から後日通知する助成金の交付決定の日以降に就業規則を改正し、所轄の労働基準監督署へ届け出ることが必要です。

- ① 定年の廃止
- ② 定年年齢の70歳以上へ引き上げ(ただし、定年年齢の引き上げが5歳以上であること)
- ③ 希望者全員の継続雇用の上限年齢を75歳以上(年齢の上限を定めない場合を含む)へ引き上げ(ただし、上限年齢の引き上げが5歳以上であること。)

すでに就業規則で「定年廃止」、「定年70歳以上」、「希望者全員の継続雇用75歳以上」のいずれかを定めている場合は、助成金の対象外です。

<御注意ください>

県の交付決定後に就業規則を変更する場合は対象となります。助成金の対象に該当するか、1～3ページをご確認ください。

また、正社員の就業規則を改正する場合は対象です。

3 助成金を受給できる企業・団体

助成対象となるのは、申請日時点で次の①～④のすべてに該当するもの

- ① 県内に主たる事業所を有する企業、法人、団体等で法人格を有する者。(※1)
- ② 常用雇用者(※2)が10人以上で、そのうち60歳以上の者(※3)が1人以上
- ③ 5年以内に現行の定年年齢に達する正社員が1人以上いる
- ④ 「埼玉県シニア活躍推進宣言企業(以下、「宣言企業」という。)」の認定を受けている(※4)

※1 県内に主たる事業所を有さない企業等でも、助成対象事業を実施する権限(上記2①～③を決定できる権限)のある事業所を県内に有する場合は対象となります。

※2 期間を定めずに雇用されている、又は1か月を超える期間を定めて雇用されており、いずれも1年を超えて雇用されている者。

※3 定年年齢に達する前の正社員又は正社員を定年した後に継続雇用された者で、雇用保険の被保険者であること。

※4 宣言企業ではない企業等は、宣言企業の認定を受けていただく必要があります。

す。（当助成金の申請とは別にお申し込みが必要となりますので、お早めにご連絡ください。）

また、認定項目の2～6のうち、2項目以上が「取組済み」として認定されていることが要件となります。（2ページ参照）

4 助成限度額

< 1社当たりの支給額 >

	常用雇用者数	支給額
①	10～29人	50万円
②	30～49人	130万円
③	50～99人	180万円
④	100人以上	200万円

5 審査・交付企業の決定

申請順に審査し、交付企業を決定します。交付、不交付の決定は書面で通知します。予算額の上限に達した場合は、期間中でも募集を終了する場合があります。

6 申請から支給までのスケジュール

手順1 申請書の提出	平成31年（2019年）6月3日（月）～11月29日（金） 午後5時（必着） ※ 予算額の上限に達した場合は、期間中でも募集を終了する場合があります。
手順2 審査・交付決定	随時（交付・不交付決定を書面で通知します。） ※申請から決定の通知まで2～3か月程度を予定しています。
手順3 就業規則の改正	県から通知する <u>交付決定日以降に、就業規則を改正</u> し、所轄の労働基準監督署に届け出を行ってください。
手順4 実績報告書提出	就業規則改正の <u>届出後15日以内、又は平成32年（2020年）2月28日（金）のいずれか早い日</u> までに実績報告書等を提出してください。
手順5 助成金の支給	実績報告書に基づき、助成金の額を確定し支給します。

7 他の助成金等の併給の制限

本助成金と同趣旨の、国又は他の地方公共団体等が交付する助成金等を受給している、又は、申請中である場合は、本助成金を受給することはできません。

(例：65歳超雇用推進助成金 65歳超継続雇用促進コース（平成29年4月末までは「65歳超雇用推進助成金」の名称）、埼玉県70歳雇用推進助成金など)

8 申請に当たっての提出書類、提出先など

(1) 提出期間

平成31年(2019年)6月3日(月)～11月29日(金)午後5時(必着)

※予算額の上限に達した場合は、期間中であっても募集を締め切ることがあります。

(2) 提出書類

申請書 1	交付申請書 (様式第1号)
申請書 2	事業計画書 (別紙1)
申請書 3	要綱第3条第2項各号のいずれにも該当しない旨の誓約書 (別紙2)
申請書 4	常用雇用者名簿 申請書類4-1 正社員(定年年齢に達する前の方) 申請書類4-2 定年後の継続雇用者 (正社員を定年後に継続雇用者されている方) 申請書類4-3 「4-1」、「4-2」以外の常用雇用者
申請書 5	登記事項証明書の原本(3か月以内に取得したもの)
申請書 6	定款又は会社案内等の事業内容のわかる書類
申請書 7	現行の就業規則の写し

※ 様式は、以下のホームページからダウンロードできます。

シニア活躍推進課ホームページ(URL)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0813/index.html>

(3) 提出方法

窓口持参、郵便のどちらでも受け付けますが、申請内容の即日補正を容易にするため、持参での提出を推奨します。下記の注意事項を確認の上、ご提出ください。

【持参の場合】

持参される場合は、必ず事前に電話で予約の上、お越しく下さい。

【郵送で提出される場合】

郵送で提出される場合は、次の①～③を確認した上で、提出してください。

- ① 郵送で提出する際には、書留やレターパックなど、受け取り確認ができる方法をご利用ください。
- ② 申請書等に不備がないことを確認した日が受理日となります。
- ③ 不備がない申請書類を受理した順に交付企業を決定します。交付決定額が予算の上限に達した場合は、期間中でも受付を終了する場合があります。申請書類に不備があった場合、書類を補正いただく間に受付が終了となった場合は、助成の対象とはなりませんので予めご了承ください。

(4) 提出先

埼玉県産業労働部シニア活躍推進課 雇用推進担当（本庁舎5階北側）

住所 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-4539（直通）

※ 持参される場合は、必ず事前に電話で予約の上、お越しく下さい。

9 その他

- (1) 助成金は、実績報告書を確認し、助成金額が確定した後に精算払として助成します。
- (2) 法令に違反する行為があった場合等、県が助成対象として認められないと判断した場合は、助成金の交付決定を取り消し、助成金の返還を求めることがあります。
- (3) 助成金を受給した企業等は公表します。また、事例の発表等、県が実施する事業へのご協力をいただくことがあります。
- (4) 申請の際には必ず「埼玉県生涯現役実践助成金交付要綱」をご覧ください。

※ 助成金に係る各種資料等は、県ホームページに掲載しています。

埼玉県生涯現役実践助成金 Q & A

1 対象となる取組

Q 1-1 : パート従業員の就業規則を改正する場合も対象となりますか。

A 1-1 : 対象となりません。

対象となるのは、正社員就業規則を改正する場合です。

Q 1-2 : 現在の就業規則は定年が68歳です。定年を70歳に引き上げる場合は、助成の対象となりますか。

A 1-2 : 年齢の引き上げが5歳以上ではないため、対象となりません。

Q 1-3 : 現在の就業規則では、定年制度を廃止しています。この場合は助成の対象となりますか。

A 1-3 : 対象となりません。

県の交付決定日以降に就業規則を改正し、所轄の労働基準監督署に届け出ることが条件となります。

Q 1-4 : 現在の就業規則では、定年を65歳、定年後の継続雇用は希望者全員を75歳としています。

これから定年を70歳に引き上げる予定ですが、この場合は助成の対象となりますか。

A 1-4 : 対象となりません。

すでに「定年の廃止」、「定年70歳以上」、「希望者全員の継続雇用を75歳以上」のいずれかを就業規則に定めている場合は、対象とはなりません。

Q 1-5 : 現在の就業規則では、以下のように定めています。

① 定年60歳

② ①の後に希望者全員を65歳まで継続雇用

③ ②以降は会社が認めた者のみ継続雇用(年齢の上限は定めていない)

定年を70歳に引き上げ、②～③の定年後の継続雇用について定めている項目を削除した場合、助成の対象となりますか。

A 1-5 : 対象となりません。定年後の再雇用制度についてご注意ください。

現在の就業規則では、③で65歳以降の雇用についても記載された内容となっています。③の項目を削除することは、定年年齢を引き上げる一方で、年齢の上限なしとしていた再雇用について廃止する形となり、雇用条件等を含め、現状を下回る改正になってしまうからです。

2 助成金を受給できる企業・団体

Q 2-1 : 助成対象企業等の要件の一つである「シニア活躍推進宣言企業（以下、「宣言企業」という。）」の認定を受けていないのですが、助成金の申請はできますか。

A 2-1 : 申請書の提出の前に、宣言企業の申し込みを行ってください。宣言企業の認定には、県が企業を訪問して行うヒアリング（40～60分程度）を受けていただく必要があります。訪問日時を相談させていただきますので、お早めに御連絡ください。ヒアリング終了後に助成金の申請を受け付けます。

ヒアリングの結果、宣言企業に認定されなかった場合は、助成の対象企業等とはなりません。

また、予算額の上限に達した場合は、募集期間中でも受付を終了する場合がありますので、予めご了承ください。

<お問い合わせ> 埼玉県産業労働部 シニア活躍推進課 雇用推進担当
電話 048-830-4539（直通）

Q 2-2 : 助成金の要件に「宣言企業で、取組項目2～6のうち2項目以上が実践済み」とあります。

当社はすでに宣言企業に認定されており、認定時は「実践済み」の項目が1つとなっていました。その後を取組を進め、現在は「実践済み」の項目が2つ以上あります。この場合も助成金の対象となりますか。

A 2-2 : まずは当課までご連絡ください。新たに「実践済み」となった項目について、改めてヒアリングをさせていただきます。ヒアリングの結果、「実践済み」の項目が2つ以上認められれば申請の対象となります。

ヒアリングの日程調整をさせていただきますので、お早めにお問い合わせください。

また、予算の上限額に達した場合は、募集期間中でも受付を終了する場合がありますので、予めご了承ください。

<お問い合わせ> 埼玉県産業労働部 シニア活躍推進課 雇用推進担当
電話 048-830-4539（直通）

Q 2-2 : 常用雇用者の人数に、正社員以外(契約社員、パート等)は含まれますか。

A 2-2 : 「期間を定めずに雇用」されている又は、「1か月を超える期間を定めて雇用」されていて、いずれも「申請日時点で1年を超えて雇用」されている場合は含めます。

Q 2-3 : 常用雇用者の人数に、派遣社員は含まれますか。

A 2-3 : 派遣社員は含めません。

Q 2-4 : 申請日時点では常用雇用者が10人以上いました。その後、退職者がいたため、実績報告書の提出時には、常用雇用者が10人未満となってしまいました。助成金は支給されますか。

A 2-4 : 支給されます。

常用雇用者の人数については、申請が受理された日を基準とします。

Q 2-5 : 申請日時点では60歳以上の常用雇用者が1名いました。その後、この1名が退職してしまい、実績報告書の提出時には、60歳以上の常用雇用者がいなくなりました。助成金は支給されますか。

A 2-5 : 支給対象となります。

60歳以上の常用雇用者の人数については、申請が受理された日を基準とします。

Q 2-6 : 常用雇用者であるパート従業員が10人で、正社員が0人の場合でも、正社員の就業規則を改正する場合は助成金の対象となりますか。

A 2-6 : 対象となりません。

申請日時点で、常用雇用者の中に「5年以内に定年年齢に達する正社員が1人以上」いない場合は、対象となりません。

Q 2-7 : 以前、継続雇用の上限年齢を66歳以上に引き上げ、国の「65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース）」を受給しました。

新たに定年を70歳以上へ引き上げた場合、県の助成金の対象となりますか。

A 2-7 : 対象となりません。

定年廃止、定年年齢の引き上げ、継続雇用の上限年齢の引き上げのいずれの場合でも、国や他の地方公共団体等が支給する同様の助成金等を受給（申請中を含む）している企業等は、対象となりません。

Q 2-8 : 対象となる企業等の要件として、「60歳以上が1人以上」とありますが、どのような人が該当しますか。

A 2-8 : 60歳以上の常用雇用者のうち、定年年齢に達する前の正社員、又は、正社員を定年となったのちに継続雇用された方で、雇用保険の被保険者である方です。

3 交付企業の決定について

Q 3-1 : 企業への交付決定はいつごろになりますか。

- A 3-1 : 申請から交付決定の通知まで、2～3か月程度を予定しています。交付、不交付のいずれの場合も、申請企業あてに書面で通知します。
- Q 3-2 : 交付企業は、申請書の先着順で決定するのですか。
- A 3-2 : 申請書を受け付けた順に審査を行い、交付企業を決定します。申請額が予算の上限に達した場合は、期間中でも募集を締め切ることがあります。

4 就業規則の改正について

- Q 4-1 : 助成金申請書を提出後、直ちに就業規則を改正しなくてははいけませんか。
- A 4-1 : 県が交付決定をした日以降に就業規則を改正し、所轄の労働基準監督署に届出た上で県に実績報告書を提出してください。
交付決定前に就業規則を改正し、定年の廃止や引き上げ、継続雇用の上限年齢の引き上げを行った場合は、支給の対象とはなりません。
また、実績報告書の提出期限は、所轄の労働基準監督署に届け出後15日以内又は、平成32年(2020年)2月28日(金)のいずれか早い日となります。
- Q 4-2 : 助成金の支給決定前に就業規則の改正はできないとされていますが、従業員との話し合いや社会保険労務士への相談など、社内で改正の準備を行うことはできますか。
- A 4-2 : 改正の準備を行うことはできます。
ただし、助成金の対象となるのは、県が後日通知する交付決定以降に就業規則を改正し、所轄の労働基準監督署へ届け出ることが条件となります。

5 その他

- Q 5-1 : 就業規則を改正するにあたり、社会保険労務士に依頼せず、自社で行う(経費が発生しない)場合も助成対象となりますか。
- A 5-1 : 対象となります。
- Q 5-2 : 現行の就業規則では、定年年齢は60歳です。定年後の継続雇用については就業規則に規定していませんが、実態として労働者が希望すれば65歳まで継続雇用を行っています。
今回、就業規則を改正し、定年を70歳に引上げる予定ですが、この場合、助成金の対象となりますか。
- A 5-2 : 事業主は65歳までの高年齢者雇用の確保措置が「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により義務付けられています。
まず、現行法令に準拠した就業規則を整備してください。